

改正

平成11年3月31日規則第14号

平成12年7月31日規則第40号

平成13年3月23日規則第8号

上山市快適環境条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、上山市快適環境条例（平成10年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(快適環境審議会の組織)

**第3条** 条例第12条第1項に規定する上山市快適環境審議会（以下「審議会」という。）は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体等の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(審議会委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会長は、審議会の議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会への関係者の出席等)

**第7条** 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(指導、助言及び助成)

**第9条** 市長は、条例第16条の規定により指導及び助言を行うときは、市民及び事業者に対し、これに基づく措置等について教示するものとする。

2 条例第16条の規定による助成は、その事物の特性に適合する基準を設けて行うものとする。

3 条例第16条第1項に規定する指導及び助言は、指示書(様式第1号)によるものとする。

4 条例第16条第2項に規定する措置の報告は、指導・助言に係る措置報告書(様式第2号)によるものとする。

(勧告)

**第10条** 条例第17条に規定する勧告は、勧告書(様式第3号)によるものとし、勧告を受けた者は、措置完了後に勧告に係る措置報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(公表)

**第11条** 条例第17条の規定による公表は、勧告に係る措置報告書の提出がなく、かつ措置完了期限を過ぎても勧告に係る措置が完了していないことを確認した場合に、上山市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に住所、氏名及びその内容等を掲示して行うものとする。

2 市長は、条例第17条に規定する公表を行うときは、公表予定日から起算して30日以上前に、公表予告書(様式第5号)を公表を行われる者に通知するものとする。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成11年3月31日規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年7月31日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成13年3月23日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号